道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準

荒　川　区

目　次

道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準

Ⅰ　指定の取扱い基準・・1
1．手続関係・・1
　1）道路位置指定申請書（区細則・第 14 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　2）道路位置指定申請図（区細則・第 15 号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．承諾関係・・2
　1）承諾を必要とする範囲（関係権利者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　2）必要添付書類・・3
　3）添付する証明書等の発行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3．その他の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅱ　指定の変更、指定の取消の場合の取扱い基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1．手続関係・・・4
2．承諾関係・・・4
3．私道の指定の変更又は、指定の取消の制限（法第 45 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4．その他・・4

Ⅲ　道路の築造基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1．道路の位置の表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2．道路の延長の測り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3．屈折道路の最低延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4．傾斜地における指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5．道路の幅員・・・8
6．道路の終端・・・8
7．隣接地に接して指定の道路を設ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
8．がけ地等に指定する道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
9．道路境界の標示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
１０．排水施設及び流末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅳ　既存道路との接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１．２項道路に交差して指定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
２．水路敷き（蓋がけ水路を含む）又はがけ等に沿う２項道路に交差して指定する場合・・・・・12
３．水路を隔てて既存道路に接続される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅴ　すみ切りの設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１．一般の場合・・・13
２．２項道路に接続する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
３．鋭角（60 度未満）のすみ切りの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
４．片側すみ切りとすることができる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

Ⅵ　袋路状道路の取扱い基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
１．袋路状道路の延長制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２．２項道路に接続して指定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３．自動車の転回広場について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
４．通り抜け道路に交差して指定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
５．袋路状道路に接続して指定する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
６．敷地と道路との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅶ　その他・・・20

附　正　道路位置指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　　副　道路位置指定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　　道路位置指定申請図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　　道路位置指定申請図記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準

建築基準法第 42 条第 1 項第五号による道路の位置の指定（指定の変更・指定の取消）を受ける場合は、同法施行令、同法施行規則、荒川区建築基準法施行細則（以下、区細則という）の規定に基づくほか、この「道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準」によるものとする。

Ⅰ　指定の取扱い基準

１．手続関係

１）道路位置指定申請書（区細則・第 14 号様式）

NO.	名　　称	内　　容
1	道路位置指定申請書	区細則第 17 条（第 14 号様式）
2	申請者	道路の位置の指定を受けようとする者、ただし共同名義でもよい。
3	申請代理人及び 図面作成者	原則として、建築士、土地家屋調査士、測量士とする。（委任状を添付する）
4	申請道路の地名地番	申請に係る道路の部分の地名、地番（地番及び号を含む）を記入する。土地の一部が道路となる場合は、「～の一部」と記載する。 無番地の国有地を含む場合は、「～番地先」を記載する。
5	申請道路の幅員・延長	単位はメートル（小数点以下第 2 位まで）とする。
6	自動車の転回広場	面積を平方メートル（小数点以下第 2 位まで）とする。

２）道路位置指定申請図（区細則・第１５号様式）

NO.	名　　称	内　　容
1	附近見取図 縮尺 1 /3000 程度	１．方位、申請道路の位置、附近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に図示する。（法施行規則第 9 条） ２．申請地周辺の住居表示番号を記入する。
2	地積図 縮尺 1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600 のいずれかとする。	１．申請図（区細則・第 15 号様式）の凡例に従って記入する。（法施行規則第 9 条） ２．方位は附近見取図と一致させる。 ３．計画敷地内及び計画敷地の周辺の表示 イ．敷地周辺の長さ、地番界、地番号及び家屋番号を記入する。路地状敷地の場合は、間口と延長を記入する。 ロ．既存道路の種別と位置及び幅員を明示する。 ハ．指定済道路は、その指定年月日、指定番号を記入する。 ニ．既存建物及び予定建築物の位置、用途並びに主要出入口を記入する。 ホ．各敷地及び地番号ごとに土地の所有者、使用権者、建築物又は工作物の所有者もしくは、その他の権利者名をそれ

		ぞれの権利別に記入する。 ヘ．がけ、擁壁等の高低差、鉄道、町界、池等を図示する。 ト．開発面積を地積図又は備考欄に記入する。 チ．申請地内に都市計画施設がある場合は、都市計画課の証明を受け、概略線を記入する。 4．指定を受けようとする道路の表示 イ．道路の幅員、延長、周囲の長さ、杭の位置を図示する。 ロ．道路（すみ切りを含む）の位置は、他の道路の角、又は親地番境の不動点からの距離で表す。 ハ．排水施設及び流末経路を表示する。
3	構造図 縮尺 1/50 程度	1．道路の横断図面 側溝、縁石、暗渠、道路面の構造を図示する。なお、擁壁等がある場合はその断面等を図示する。 2．道路の縦断図面 傾斜地の場合は、その高低差及び勾配（12%以下）等を図示する。
4	公図（写） 縮尺 1/600	1．登記所の証明のあるもの、方位は附近見取図と一致させ、写した年月日、場所及び写した者の氏名を記載し押印する。 2．申請道路の位置を点線（朱書き）で記入する。
5	承諾書	1．権利別に承諾者の住所、氏名を記入し登録された印鑑で承諾印を押印する。 2．承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日を記入する。 3．親権者、後見人、法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。
6	一般事項	1．権利者の現住所と土地登記簿謄本に記載されている住所が相違している場合は、住民登録抄本又は住居表示証明書を添付する。 2．道路の位置等を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を必要とする。ただし、権利に及ばない軽微な訂正は代理人でもよい。 3．申請図（原図）の図面を継ぎ合わせる場合は、同質の用紙を使用し、関係権利者全員、図面作成者及び申請代理人に委任する場合は、これらの者の割印を押印する。 4．その他特定行政庁が必要とする書類。（3 を参照）

２．承諾関係

道路の位置の指定を受けることにより、当該道路敷には建築物等を築造することが制限される。このような制限を有効に成立させるのは、所有権者等権利を有する者の承諾を得た場合のみである。

したがって、法施行規則第９条に規定されているとおり、道路の位置の指定申請にあたっては「指定を受けようとする道路となる土地、道路に沿接する土地又はそれらの土地にある建築物もしくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書」を添付しなければならない。

NO.	名　　称	内　　容
1）	承諾を必要とする範囲（関係権利者）	1．関係権利者とは、土地、建築物について、次の権利を有する者をいう。（法施行規則第９条） イ．土地の所有権者、その他登記簿謄本に記載されている者。（仮登記権者、抵当権者等） ロ．建築物又は工作物の所有権及び登記簿謄本に記載されている抵当権者等。 2．承諾を必要とする関係権利者 イ．申請道路部分、その道路に沿接する土地の関係権利者。 ロ．申請道路に沿接する土地（点で接する土地を含む）にある建築物、工作物の関係権利者。 ハ．申請道路の終端が、公園、広場その他これらに類するものに接続する場合は、それらの管理者。 ニ．袋路状の道路を延長するときは、関係権利者（既存道路の部分を含む）全員とする。ただし、既存道路の部分が分筆登記されており道路の形態が明確である場合は、申請道路部分の関係権利者だけとする。 ホ．その他、特定行政庁が必要と認めた者。 ヘ．私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分の土地所有者。 ト．当該道を法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者。 3．承諾についての一般事項 イ．共同物件の場合は、全権利者の承諾を必要とする。 ロ．公有地の場合は、その管理者の承諾とする。 ハ．道路法の道路に接続する場合は、道路管理者の承諾は不要とする。 ニ．権利者が未成年の場合は、法定代理人の承諾を必要とする。法定代理人のないときは、後見人とする。 ホ．戸建ての借家人は、関係権利者に含むが、共同住宅の場合は含まない。
2）	必要添付書類	1．印鑑証明書（区細則第 17 条）

		イ．関係権利者全員の印鑑証明書 ロ．法人の代表者の印鑑証明書と登記簿抄本 ２．土地、建物登記簿謄本（区細則第 17 条） イ．道路となる土地及び道路に沿接する土地各筆についての登記簿謄本 ロ．道路に沿接する土地に存在する建物の登記簿謄本
３）	添付する証明書等の発行期日	申請書に添付する各種証明書は、発行の日から３ヶ月以内のものに限る。

３．その他の添付書類

１）代理人委任状

２）水路敷等を横断して道路の位置の指定をする場合は、その占用許可書及び工作物設置許可書の写をそれぞれ添付する。

３）公有地に接して道路の位置の指定をする場合は、東京都財務局等の境界査定の図を添付するか又は、管理者の承諾を受けるものとする。

４）土地区画整理事業決定区域内に道路の位置の指定をする場合は、土地区画整理事業法第 76 条の許可通知書の写を添付する。

５）権利にかかる相続がある場合は、相続関係を明らかにする除籍謄本、相続協議書等を添付する。（申請図承諾欄にその旨を記入する）

（注）開発面積が 500 平方メートル以上のものは、都市計画法第 29 条に抵触するので道路の位置の指定をすることはできない。

II　指定の変更、指定の取消の場合の取扱い基準

１．手続関係

１）位置の指定を受けた道路、その他の私道を指定の変更又は指定の取消するときは道路の位置の指定申請を準用する。

２）申請図のうち構造図を省略できるものは次の場合とする。

・道路の指定の取消

・道路の位置の指定の変更で新たに築造を要しないもの

２．承諾関係

承諾者の範囲は位置の指定を受ける場合を準用する。

３．私道の指定の変更又は指定の取消の制限（建築基準法第 45 条）

１）法第 43 条及び東京都建築安全条例の規定に抵触する敷地を生ずることとなる指定の変更、又は指定の取消は認めない。

２）通り抜け道路の一部指定の取消は原則として認めない。ただし土地の状況により通り抜け道路とすることが著しく土地の利用価値を損なうものと認められるものは別途考慮する。

３）幅員４メートル以上の袋路状道路の幅員を縮幅する指定の変更は原則として認めない。

４）道路の幅員の一部について指定の変更をすることは、原則として認めない。

5）指定の取消によって路地状となる敷地が生ずるときは、路地状部分の土地の使用関係を明確にする。（借地権のある場合は、建築敷地としての使用承諾書を取り交わし、その写を添付する。）

4．その他

1）指定の変更をする道路は、「道に関する基準（建築基準法施行令第 144 条の 4)」に適合する道路であること。

2）指定の変更又は指定の取消により直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者（家屋の所有者及び使用権者を含む）の承諾を得ることを原則とするが、指定の変更又は指定の取消により利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも必要としない。

III　道路の築造基準

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置の指定を受ける場合は、同法施行令第 144 条の 4 に定められた道に関する基準に基づくほか、この道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準により道路を築造する。(本基準においては建築基準法第42条第2項による道路を2項道路と称する。)

1．道路の位置の表示

基点を設定し延長及び各中心線の屈折する位置の算定を容易にする。

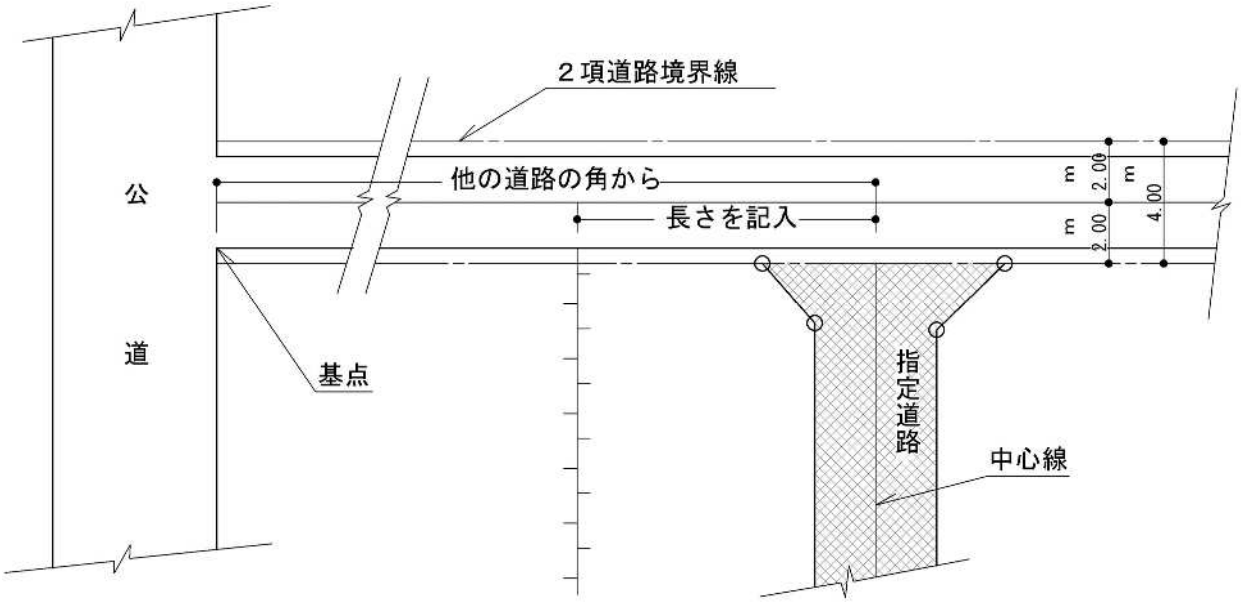

2．道路の延長の測り方

指定道路の延長は、その道路の中心線の長さによる。

幅員の等しい道路

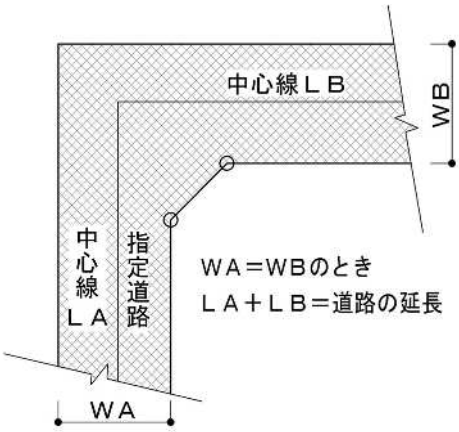

幅員の異なる道路

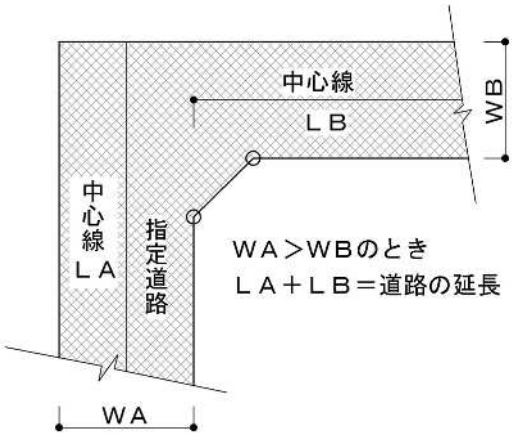

２項道路に接続する道路

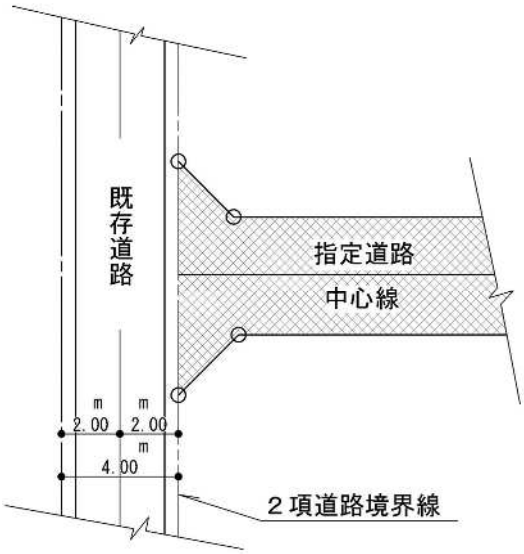

湾曲道路

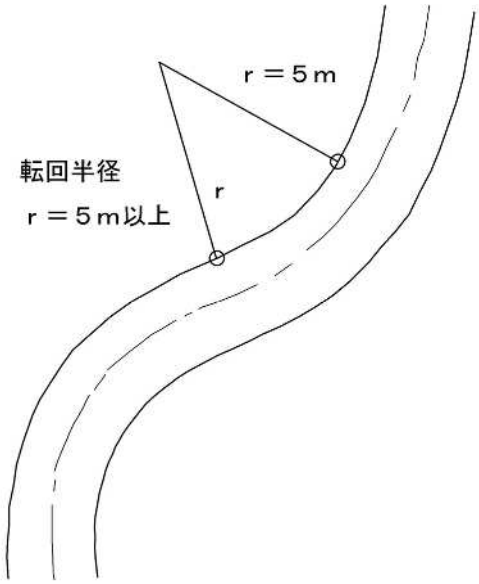

3．屈折道路の最低延長

屈折道路の最低延長は、その道路の幅員の 1.5 倍以上かつ、内側の延長は 4 メートル以上とする。

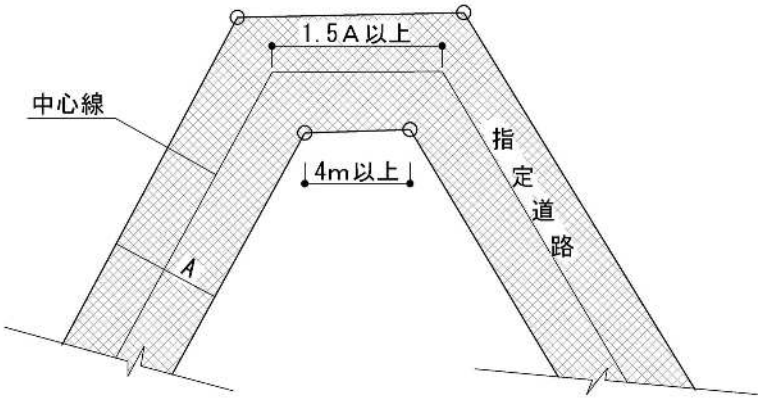

4．傾斜地における指定

1）縦断勾配 12%以下のスロープとする。（注）市街地整備指導要綱適用のときは 11%以下

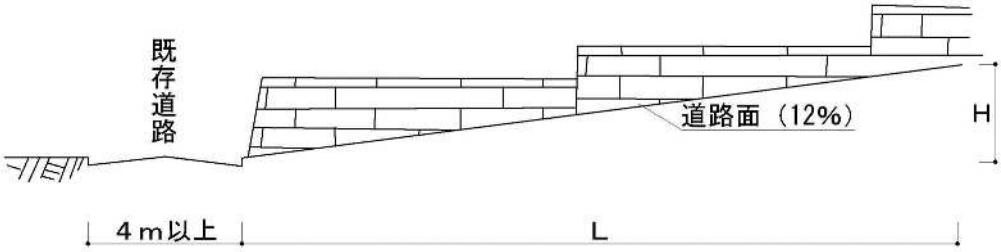

$\frac{H}{L} \times 100 \leqq 12$（%）とすること

2）特定行政庁が周囲の状況による避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、下記の基準による階段とすることができる。

イ．指定道路の幅員は、有効に 4 メートル以上とし両側に側溝を設ける。

ロ．階段の部分は、原則として中央に 2 メートル以上とし、両側に 0.8 メートル以上のスロープ（すべり留めを設ける）とする。

ハ．階段の高さが 4 メートルを超える場合は、高さ 4 メートル以内ごとに踊場を設ける。

ニ．既存道路に交差して接続する場合は、最下段と既存道路との間の道路の部分は 50 センチメートル以上とし、既存道路面と同一の平面とする。

ホ．指定道路の幅員が 6 メートルを超える場合は、おおむね中心線の位置に手摺りを設ける。

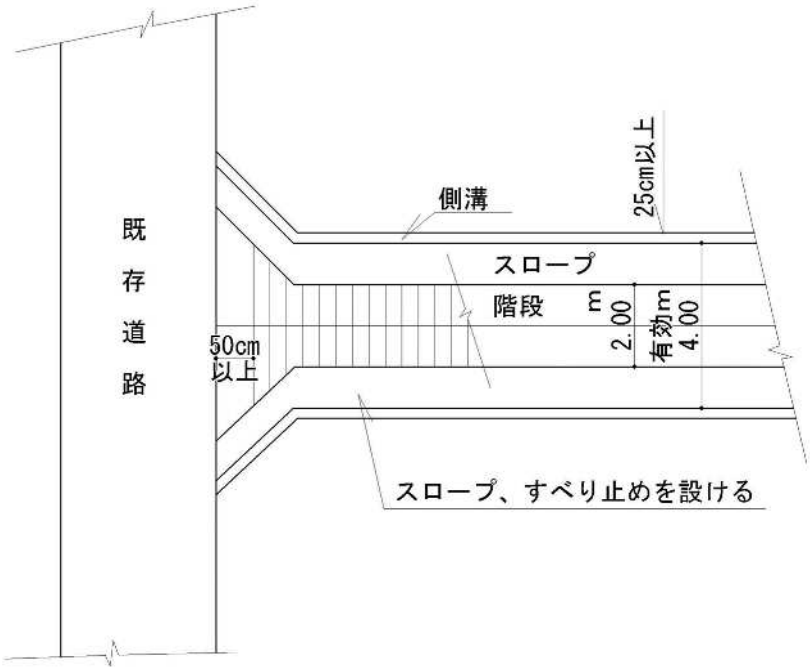

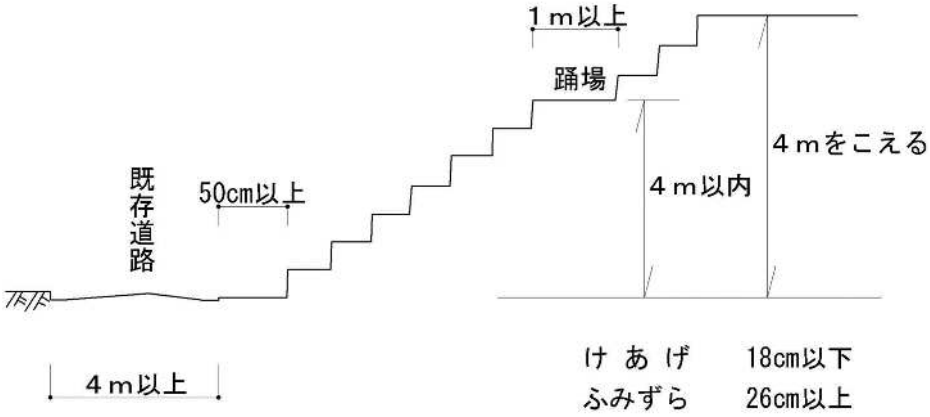

5．道路の幅員

道路の幅員は、道路の中心線に直角に測り、幅員の一定でない道路はその平均の幅員とする。

Ｌ形は、道路に含む　　縁石は、道路に含まず

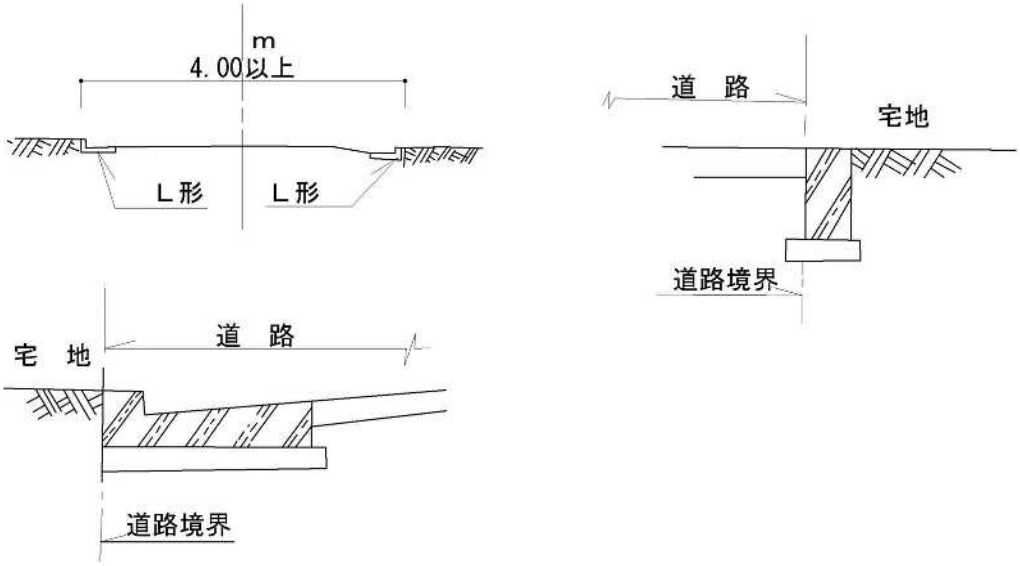

6．道路の終端

指定道路の終端は道路の中心線に直交する一本の線で区画するものとし、幅員を終端付近で変更してはならない。

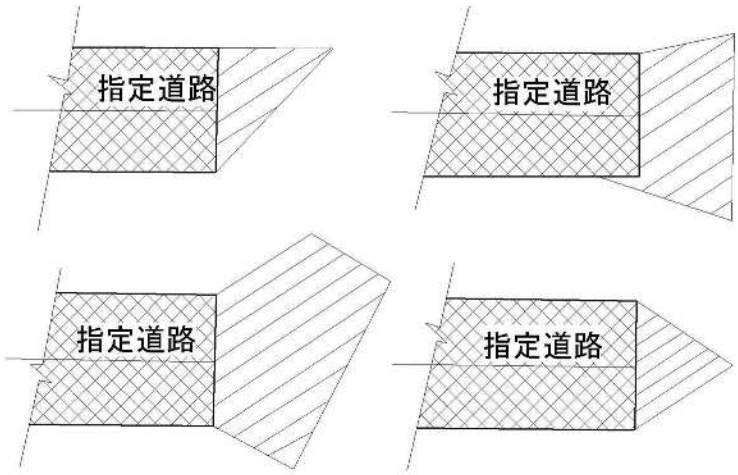

斜線部分は指定しない。

７．隣接地に接して指定道路を設ける場合

１）隣接地の承諾が得られた場合は、隣接地に接して指定道路を設けることができるが、既存建築物が違反建築物となる恐れのある場合は区と協議すること。

２）隣接地の承諾が得られない場合は、原則として 25cm 以上離して指定道路を設けること。

Ｖ－４　片側すみ切りとすることができる場合の図参照

８．がけ地等に指定する道路

指定道路が、がけ地等に近接するときは安全柵等を設ける。

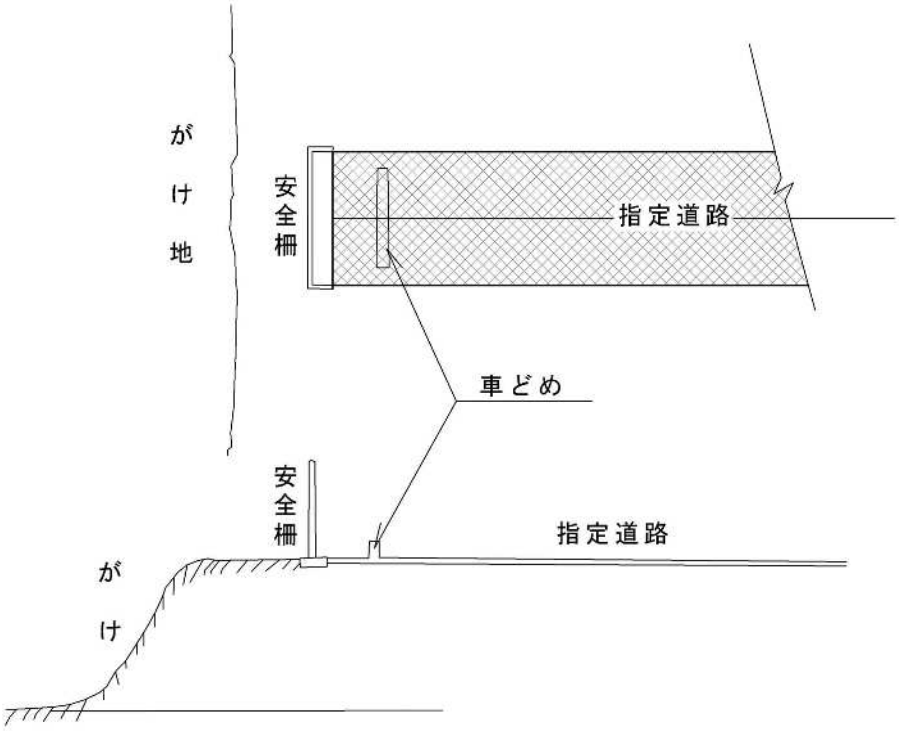

9．道路境界の標示

指定道路の位置を側溝又は、縁石により明確にし、要所をコンクリート杭にて標示する。

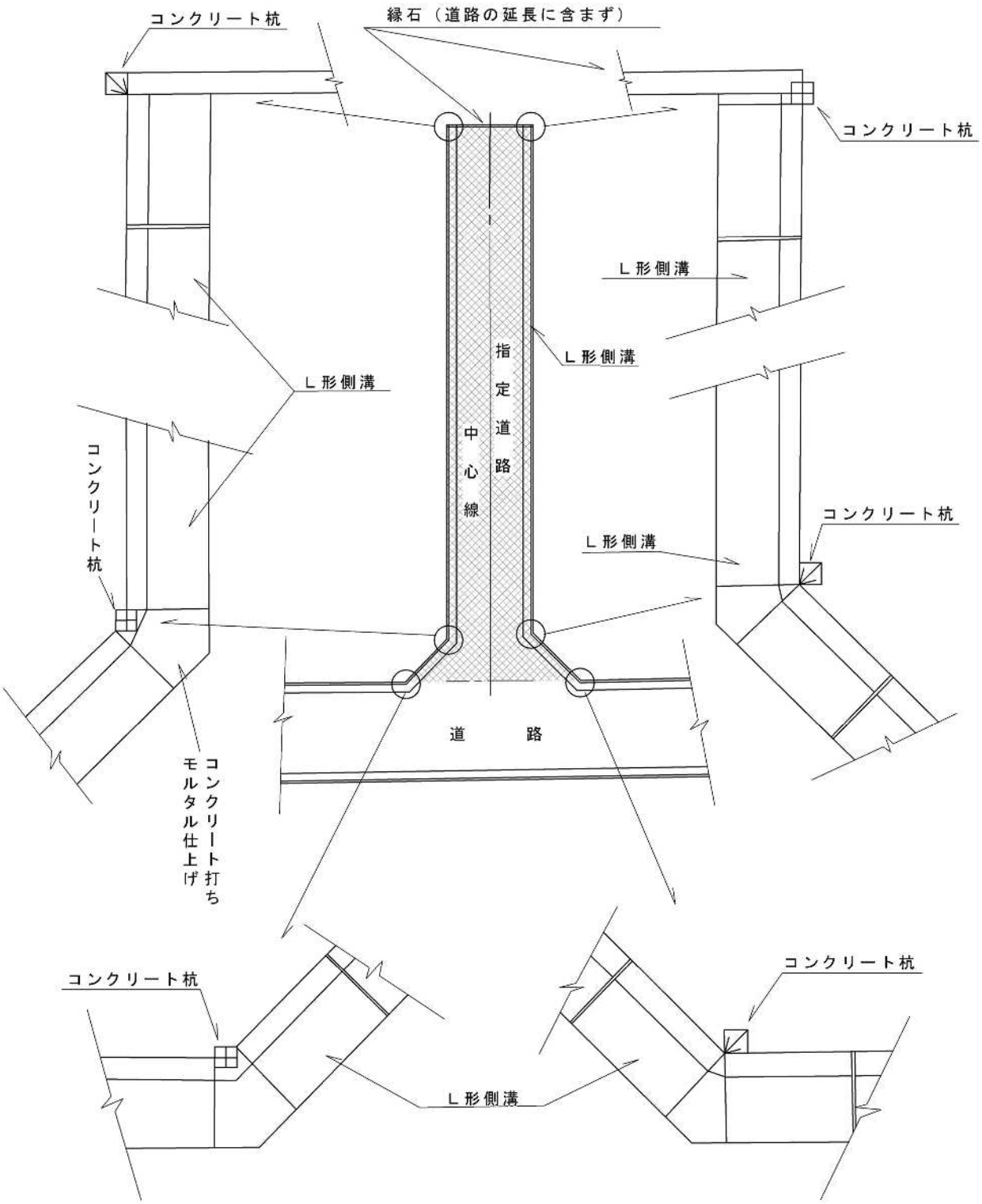

１０．排水施設及び流末

指定道路に接する敷地内の排水に必要な側溝、暗渠その他の施設を設け、既存の施設に接続させる。

１）指定道路に設ける排水管は、下水道局と協議の上、埋設する。

２）ます又は、マンホールは管径の 120 倍以内毎に設ける。

３）集水ますは道路に段差がある箇所、道路が屈曲する箇所に設置する。

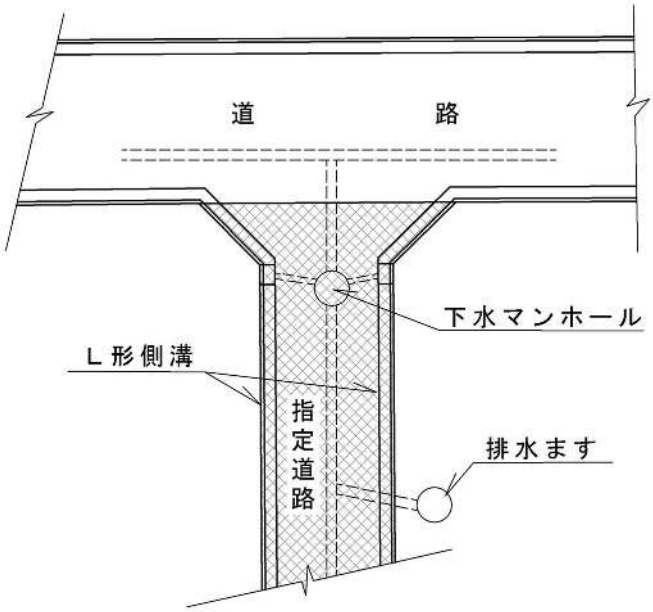

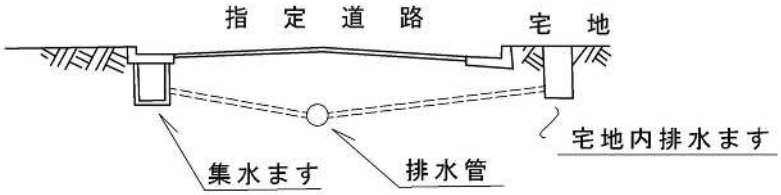

Ⅳ　既存道路との接続

1）2項道路に交差又は接続をする場合は、2項道路の後退部分を指定道路と同様に築造、舗装し明確にしなければならない。なお、既存道路が公道の場合は、道路管理者と協議の上、舗装する。

2）後退線位置に区が支給する後退済標示板を設置するものとする。

1．2項道路に交差して指定する場合

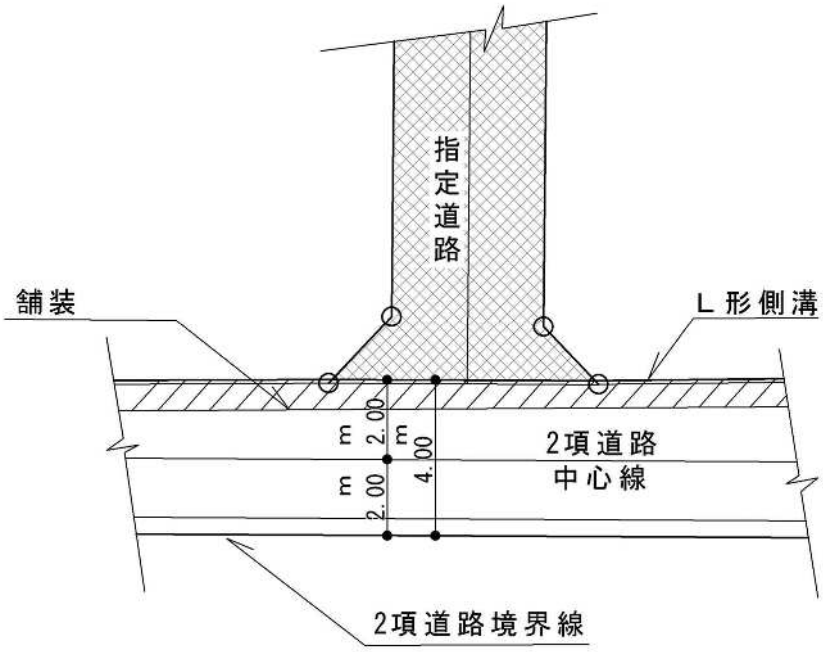

2．水路敷（蓋がけ水路を含む）又は、がけ等に沿う2項道路に交差して指定する場合

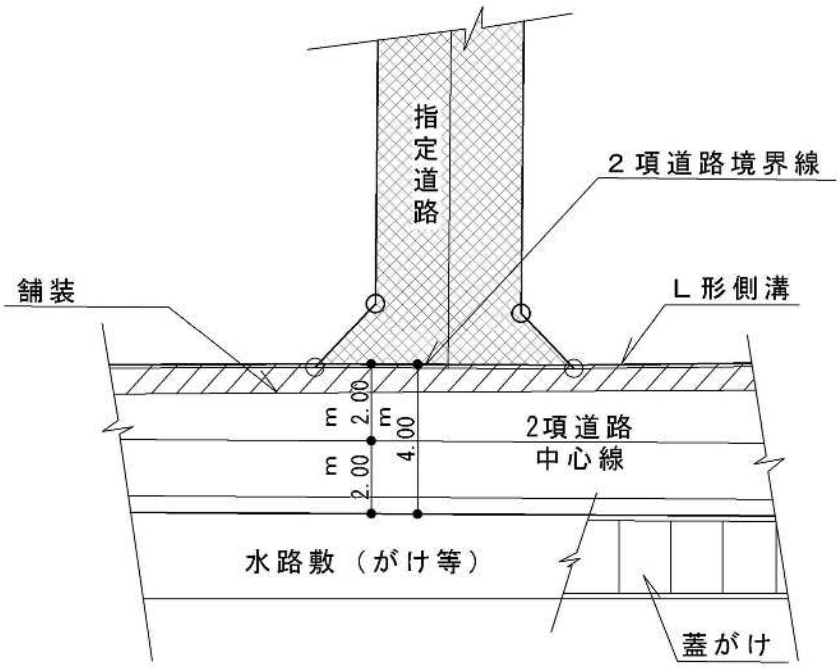

3．水路を隔てて既存道路に接続させる場合

すみ切りを含む指定道路の接続長さを幅員とする橋を架設して指定する。なお橋の架設については水路の管理者より水路占用許可並びに工作物設置許可を受け、それらの許可書の写を添付する。

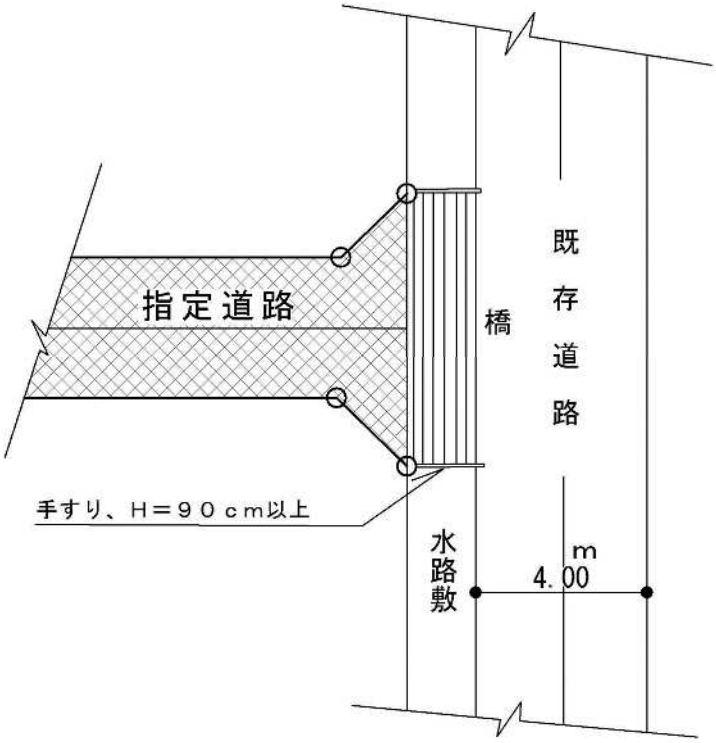

V　すみ切りの設置基準

1．一般の場合

申請道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所は、角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートルの二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設ける。

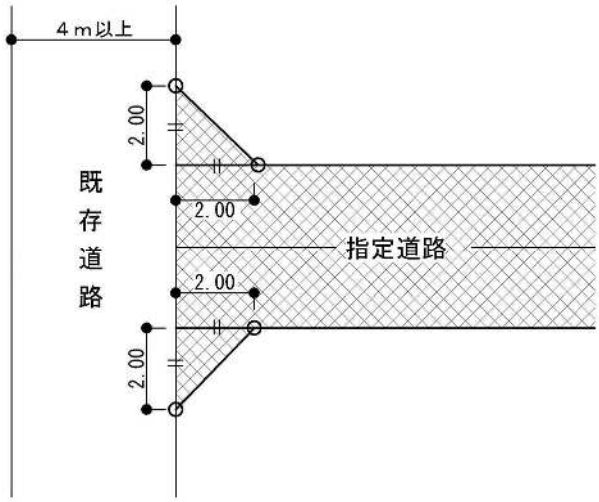

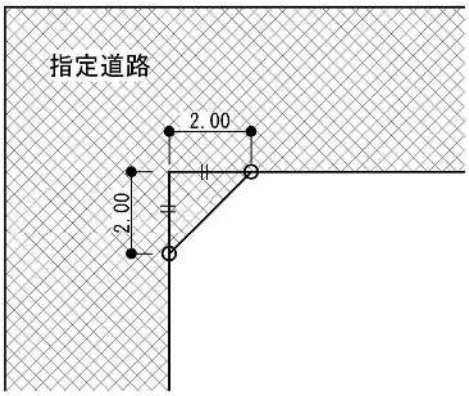

２．２項道路に接続する場合

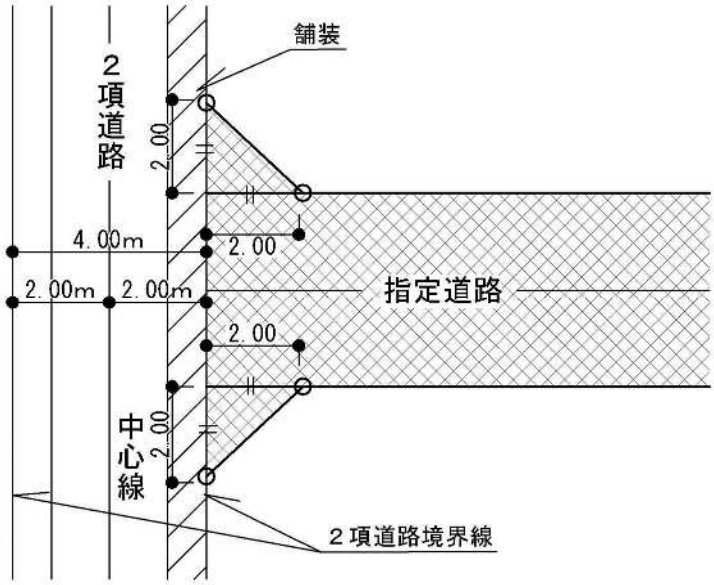

３．鋭角（60 度未満）のすみ切りの場合

既存道路と内角 60 度未満で交差する道路の位置の指定を受ける場合は、その交差する角地の隅角を頂点とする二等辺三角形の底辺を 2 メートル以上とするすみ切りを設ける。

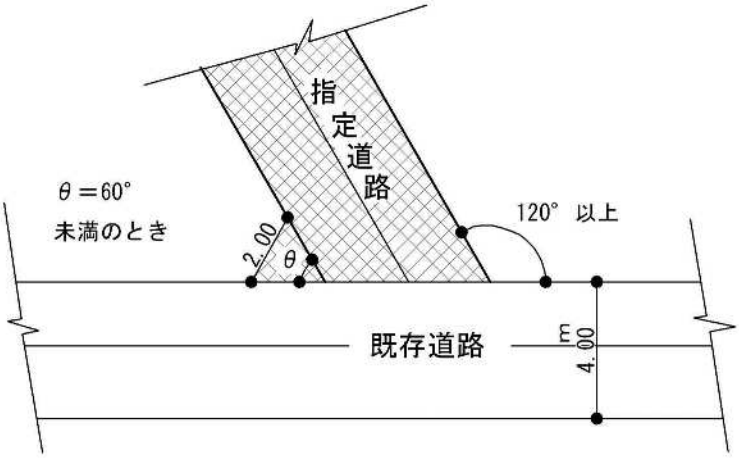

４．片側すみ切りとすることができる場合

１）隣接地の承諾が得られないため、やむをえず隣接地境界から離して道路を設定する場合は、原則として 25 センチメートル以上離すこと。この場合には、二等辺三角形の底辺を 4 メートル以上とする片側すみ切りとすることができる。

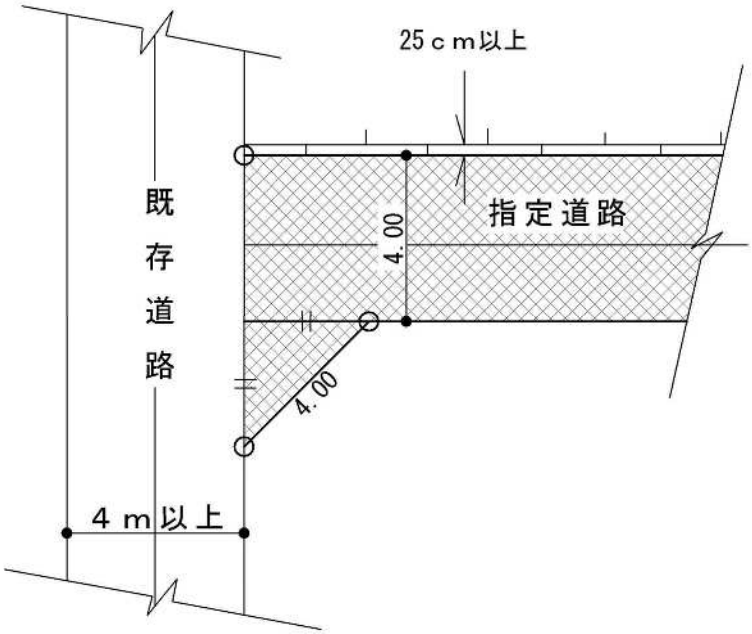

２）指定する道路が水路、鉄道用地に沿接して他の道路と交差する場合

Ⅵ　袋路状道路の取扱い基準

１．袋路状道路の延長制限

袋路状道路の最低延長は、その道路幅員の 1.5 倍以上とする。

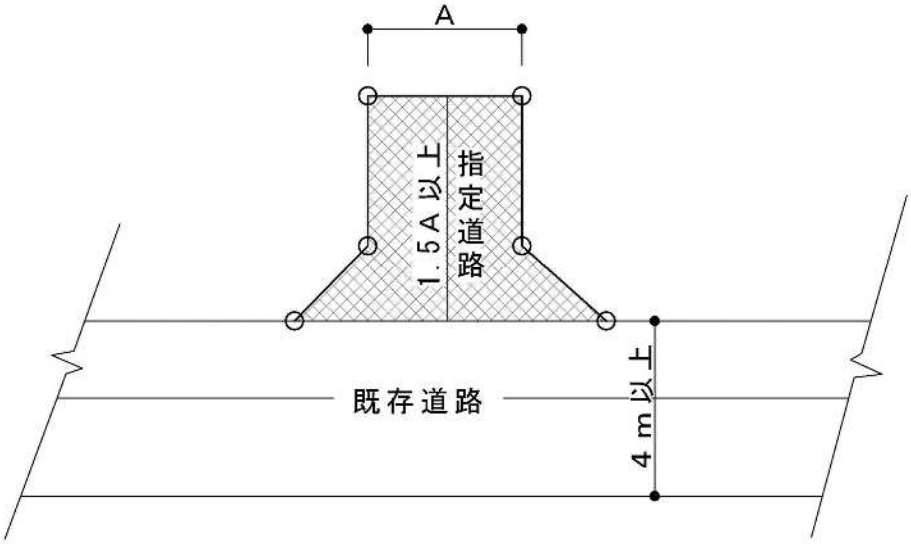

２．２項道路に接続して指定する場合

１）指定道路の中心線と２項道路の中心線を図の（イ）のように一致させる。ただし周囲の状況により止むを得ないときは、図の（ロ）～（ニ）によることができる。

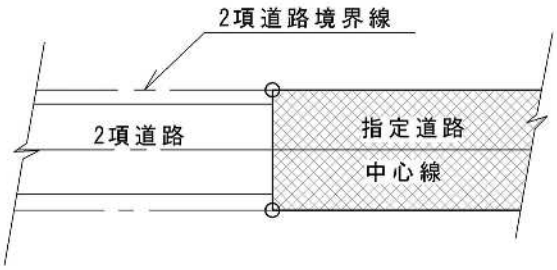

（イ）

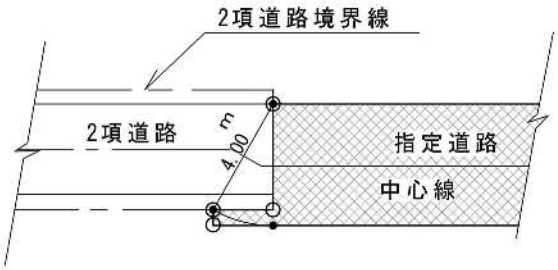

（ハ）

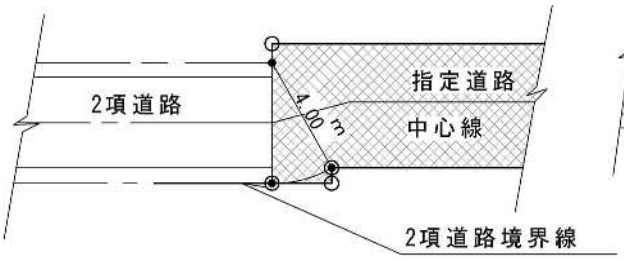

（ロ）

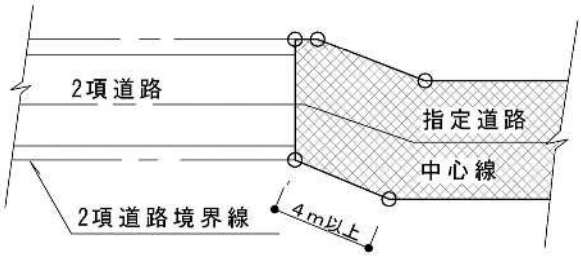

（ニ）

２）延長が 35 メートル以下の袋路状道路（2 項道路を含む）に交差又は接続させて指定する場合

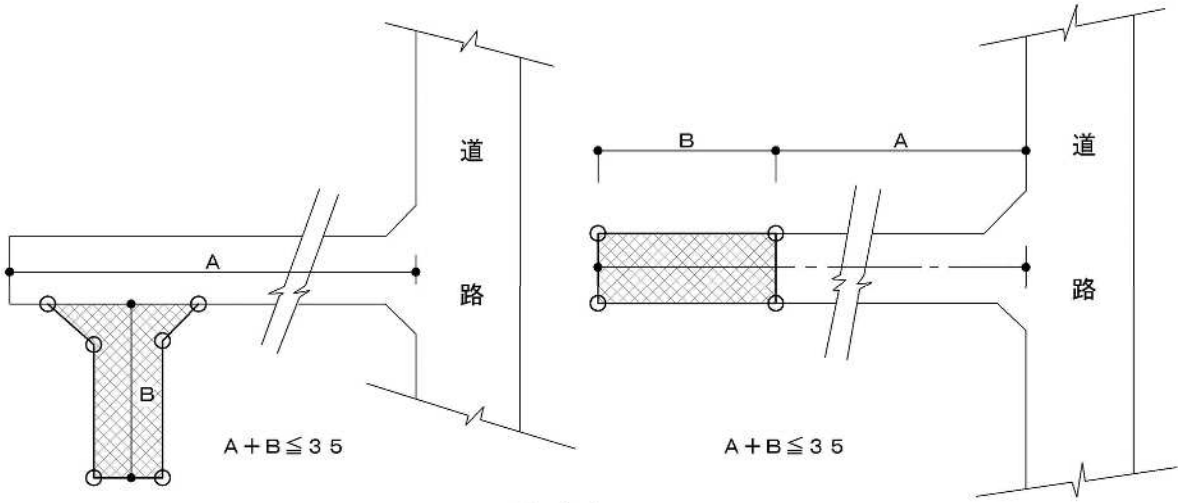

Ａ：既存道路

Ｂ：指定道路

3）延長が 35 メートルを超える袋路状道路（2 項道路を含む）に交差又は接続させて指定する場合

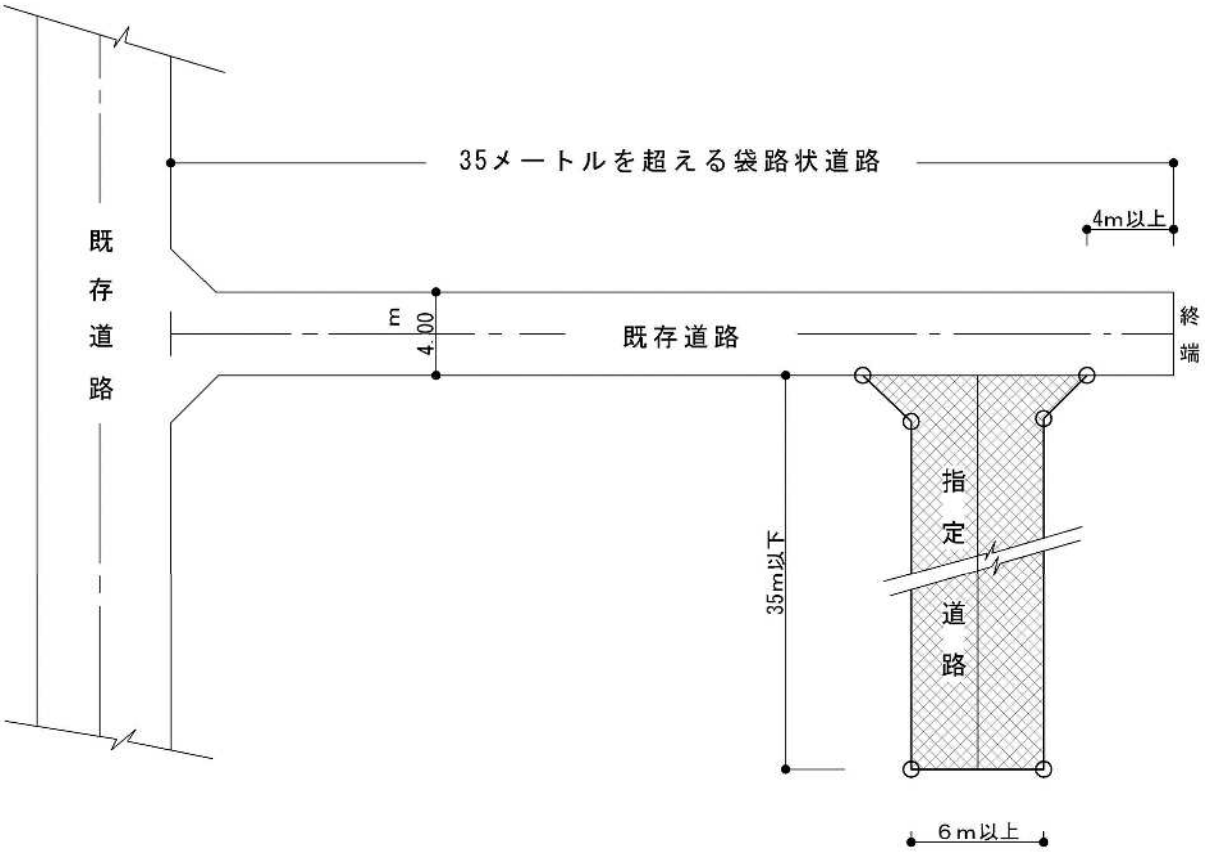

4）幅員 6 メートル以上の袋路状道路に接続し又は交差して指定する場合

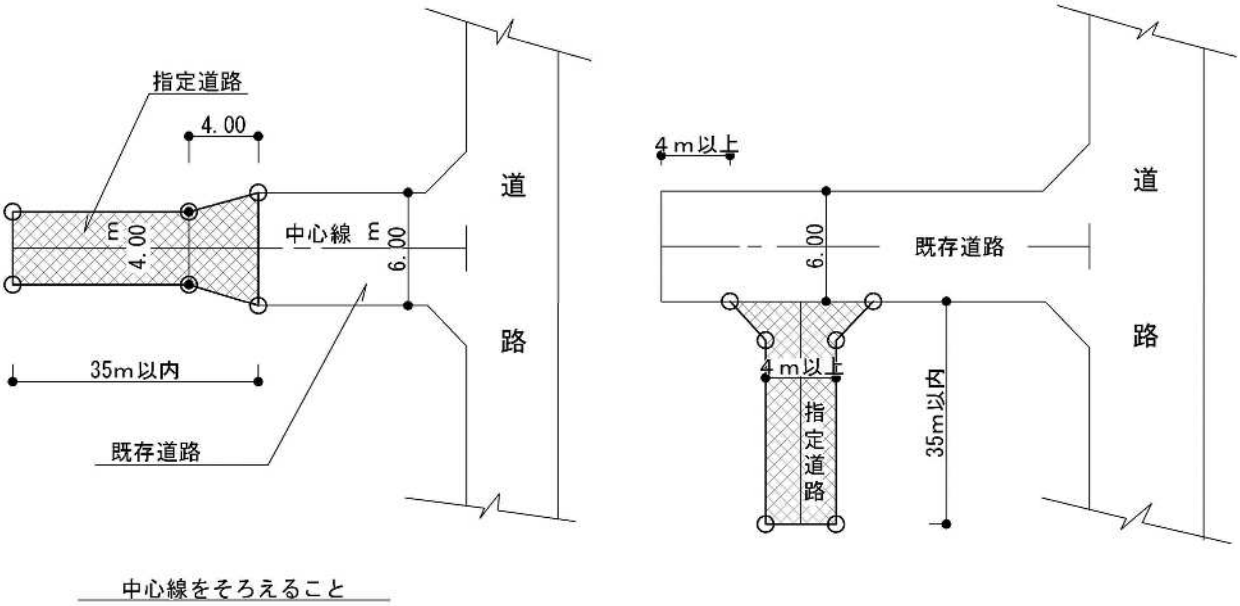

3．自動車の転回広場について

令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの指定を受けるときの転回広場は原則として、T 型又はト型とし、建設省告示第 1837 号による。転回広場の奥行寸法は原則として 6 メートルとする。

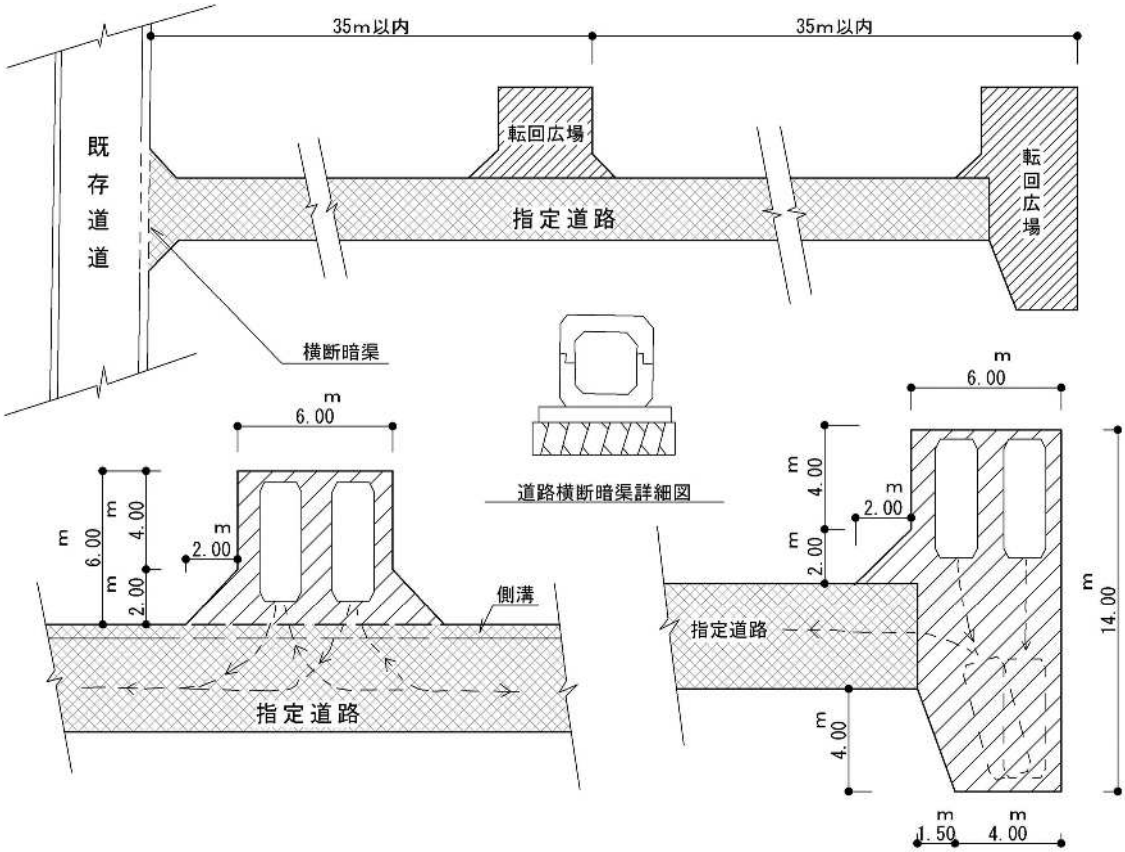

区間転回広場（面積40.00㎡）　　終端転回広場（面積81.00㎡）

4．通り抜け道路に交差して指定する場合

既存道路（2 項道路を含む）の通り抜け道路に交差して指定する場合。

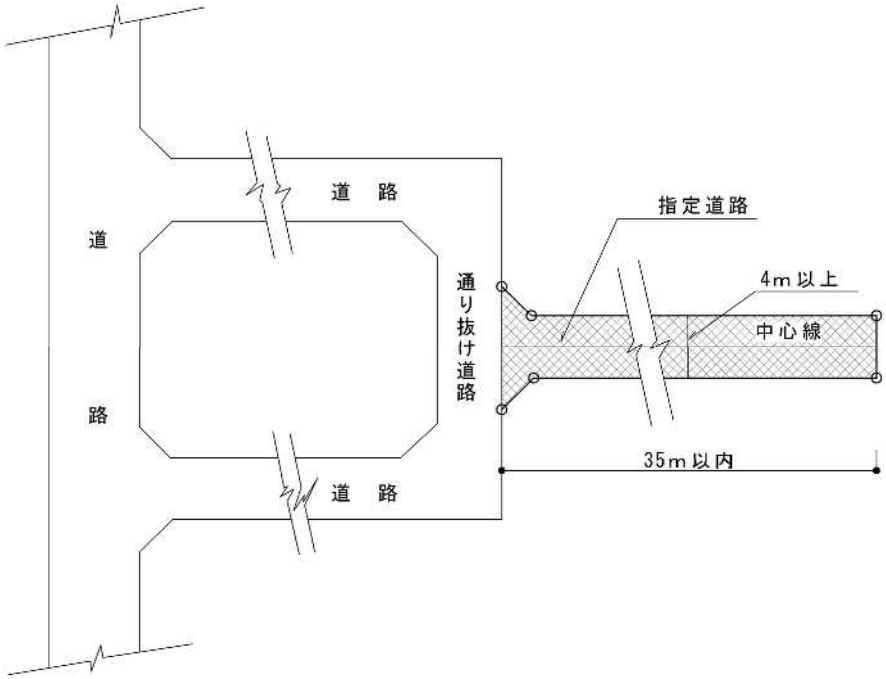

5．袋路状道路に接続して指定する場合

袋路状道路（幅員６メートル以上）に接続してＰ型の道路にする場合。

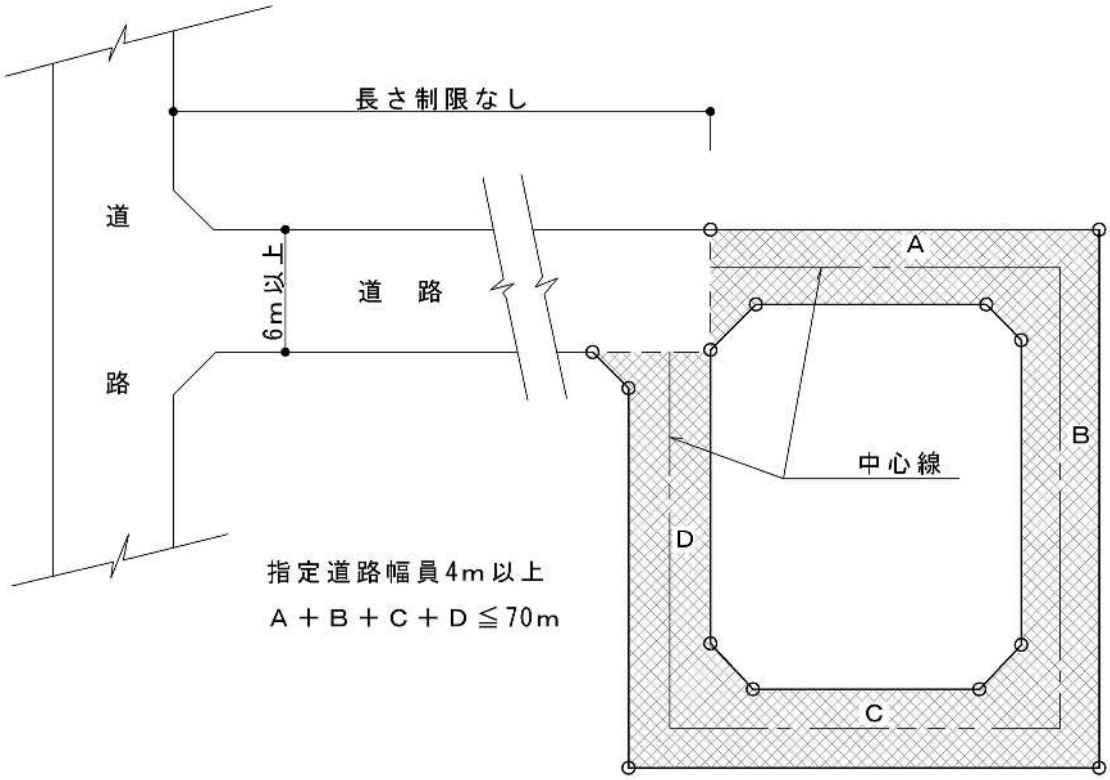

6．敷地と道路との関係

建築物の敷地は、指定道路に有効に２メートル以上接しなければならない。

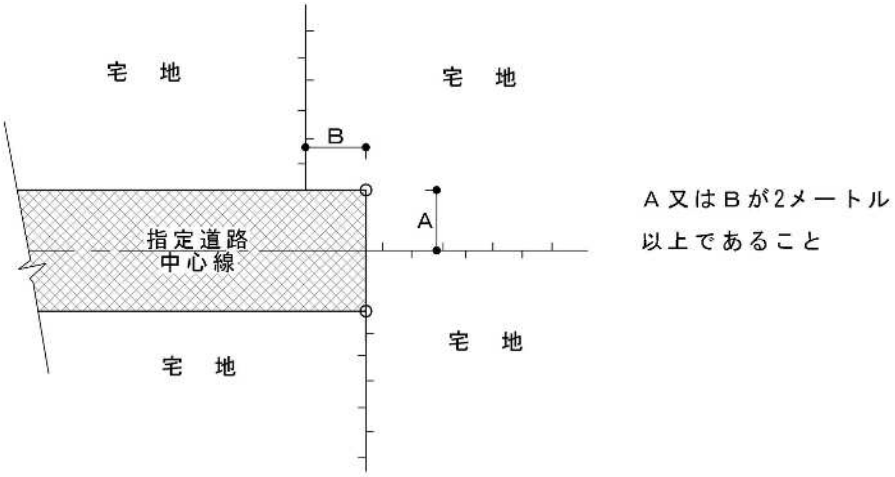

Ⅶ　その他

1．建築基準法、附則 5 による道路。

旧市街地建築物法第 7 条ただし書の規定によって指定された建築線で、法附則 5 に該当する道路が築造されていない道路に接続して道路の位置の指定をする場合は、附則 5 の道路も築造しなければならない。

2．建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の位置を指定の取消する場合は、この「道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準」を準用する。

3．荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例の対象となる宅地開発事業については、事前に区と協議を行なうものとする。

4．地区計画区域内で行う宅地開発事業については、事前に区と協議を行うものとする。

5．道路の位置の指定を受ける場合、給排水、ガス等の埋設管を配管した上で舗装仕上げの後に、完了検査を受けること。

6．指定をする道路内の建築物等の処置

1）指定をする道路内の建築物及び工作物は指定前に除却しなければならない。

2）既存道路と接続する部分の障害物は除却しなければならない。

別記第14号様式（第17条関係）

指　　定
道路位置　指定の変更　申請書
指定の取消

建築基準法第42条第　項第　号
荒川区建築基準法施行細則第　条
の規定による道路の位置の　指　　定／指定の変更／指定の取消　を

下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

荒川区長　殿

申請者　氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

記

(1)	申請者住所	電話　（　　）
(2) 代理人	住　　所	電話　（　　）
	氏　　名	
(3)	道路となる土地の地名及び地番	
(4) 申請道路	幅　　員	m
	延　　長	m
(5)	備　　考	
※受付欄		

(1)欄は、法人にあっては、その事務所の所在地を記入してください。

別記第17号様式の2（第18条の2関係）

指　　定
道路位置 指　定　変　更 通知書
指　定　取　消

指定第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

荒川区長　　印

下記による道路位置の 指　　定 / 指定の変更 / 指定の取消 の申請については 建築基準法第　条第　項 荒川区建築基準法施行細則 第18条　の規定により 指　　定 / 指定の変更 / 指定の取消 をしたので通知します。

記

1　申請年月日　　年　　月　　日

2　道路となる土地の地名及び地番

3　申請道路

(1)　幅　員

(2)　延　長

第１５号様式（第１７条関係）

道路位置指定申請図　（指定・変更・廃止）

道路となる土地の地名地番　荒川区

道路　メートル　延長　メートル

開発面積　平方メートル

縮尺		
	付近見取図	１：１５００
	地籍図	１：２００
	構造図	１：３０
	公図の写し	１：６００

※道路の位置の指定・変更・廃止台帳			
告示年月日	令和　年　月　日	指定年月日	令和　年　月　日
告示番号	荒川区告示第　号	番号	第　号

この図面のとおり道路の位置の指定（変更・廃止）を受けることを承諾します。

申請者　荒川　一郎　殿

年　月　日

申請者住所・氏名・印

印

承諾書	地番	権利等別	関係権利者及び管理者の住所・氏名	承諾印
				印
				印

備考	
	開発面積　平方メートル

代理者住所・氏名	印
図面作成者住所・氏名	印

（凡例）

方位

主要出入口

井戸

予定建築物（用途記入のこと。）

既存建築物（用途記入のこと。）

敷地界

地番界

市町村界

都市計画路線

既存道路

申請する道路の位置（自動車転回広場を含む。）

指定された道路の位置及び建築線（指定年月日及び番号を記入のこと。）

廃止される道路の位置

予定する道路の位置

擁壁

高圧線

がけ

水路及び土堤敷

注

1　承諾書の「権利等別」欄には、申請に係る道路の土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利並びに指定を受けようとする道を建築基準法施行令第１４４条の４第１項及び第２項に規定する基準に適合するように管理する者の別をそれぞれ記入すること。
2　付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公図の写し及び土地に高低差がある場合はその断面図を記入すること。
3　申請に係る道路の幅員及び延長の単位はメートル、面積は平方メートルとすること。また、表示する数値は小数点以下２位までとする。
4　地籍図中に地番を記入すること。
5　道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝及び路面の構造を記入すること。
6　付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
7　隣接境界又は測量の基点から申請に係る道路までの距離を記入すること。
8　※欄には、記入しないこと。

第１５号様式（第１７条関係）

道路位置指定申請図　（指定・~~変更・廃止~~）

道路となる土地の地名地番　荒川区荒川〇丁目１５２９番１の一部

道路　４．００ メートル　延長　１２．７９９ メートル

開発面積　２９１．６１ 平方メートル

縮尺	
付近見取図	１：１５００
地籍図	１：２００
構造図	１：３０
公図の写し	１：６００

公図写　１：６００

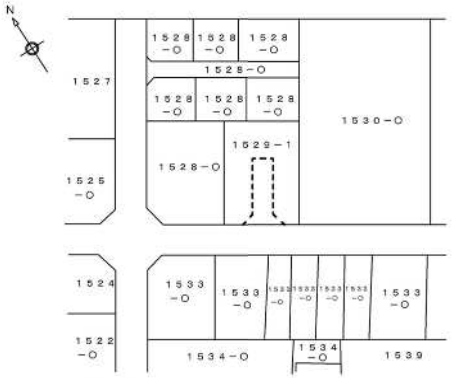

東京法務局北出張所の公図を謄写したものである。

年　月　日

土地家屋調査士
第２７４９５８１号　荒川　一郎

地籍図　１：２００

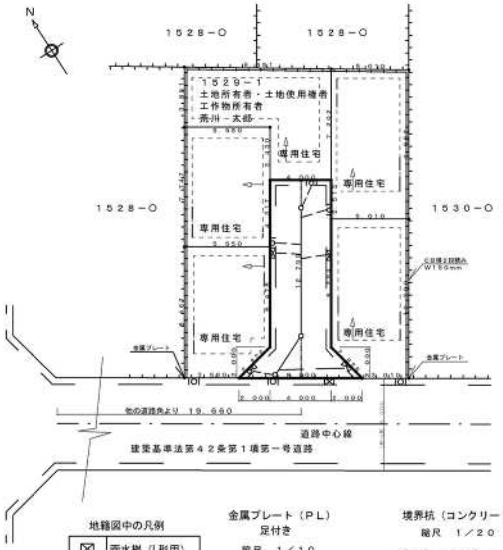

地籍図中の凡例

⊠	雨水桝（L形用）
⊡	汚水桝（L形用）
○	汚水桝（小型用）
∘	境界杭

金属プレート（PL）
足付き
縮尺　１／１０

境界杭（コンクリート製）
縮尺　１／２０

付近見取図　１：１５００

構造図　１：３０

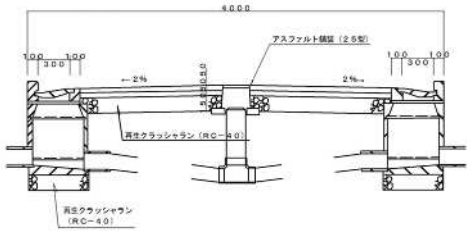

※道路の位置の指定・~~変更・廃止~~台帳			
告示年月日	令和　年　月　日	指定年月日	令和　年　月　日
告示番号	荒川区告示第　号	番号	第　号

この図面のとおり道路の位置の指定・~~変更・廃止~~を受けることを承諾します。

申請者　荒川　一郎　殿

年　月　日

申請者住所・氏名・印

東京都荒川区荒川一丁目１番１号
荒川　一郎　印

承諾書	地番	権利等別	関係権利者及び管理者の住所・氏名	承諾印
	１５２９－１	土地所有者 土地使用権者 工作物所有者	東京都荒川区荒川〇丁目８番１号 荒川　太郎	印
		建築基準法施行令第１４４条の４第１項及び第２項に規定する基準に適合するよう管理する者	東京都荒川区荒川〇丁目８番１号 荒川　太郎	印

備考	
	開発面積　２９１．６１平方メートル

代理者住所・氏名	東京都荒川区荒川一丁目１番１号　荒川　一郎　印
図面作成者住所・氏名	東京都荒川区荒川一丁目１番１号　土地家屋調査士 第２７４９５８１号 荒川 一郎 印

（凡例）

方位		既存道路	
主要出入口		申請する道路の位置（自動車転回広場を含む。）	
井戸		指定された道路の位置及び建築線（指定年月日及び番号を記入のこと。）	
予定建築物（用途記入のこと。）		廃止される道路の位置	
既存建築物（用途記入のこと。）		予定する道路の位置	
敷地界		擁壁	
地番界		高圧線	
市町村界		がけ	
都市計画路線		水路及び土揚敷	

注

1　承諾書の「権利等別」欄には、申請に係る道路の土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利並びに指定を受けようとする道を建築基準法施行令第１４４条の４第１項及び第２項に規定する基準に適合するように管理する者の別をそれぞれ記入すること。
2　付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公図の写し及び土地に高低差がある場合はその断面図を記入すること。
3　申請に係る道路の幅員及び延長の単位はメートル、面積は平方メートルとすること。また、表示する数値は小数点以下２位までとする。
4　地籍図中に地番を記入すること。
5　道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝及び路面の構造を記入すること。
6　付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
7　隣接境界又は測量の基点から申請に係る道路までの距離を記入すること。
8　※欄には、記入しないこと。

道路位置指定（指定の変更・指定の取消）基準
令和３年　２月　１日改訂
平成２２年４月　１日改正
平成１６年７月　１日改正
昭和４０年３月３１日決定
発行印刷　荒川区　防災都市づくり部建築指導課　細街路整備係

電話０３（３８０２）４３８４（直通）